

**県内観光消費喚起周遊キャンペーン「やまぐちのナゾさんぽ3」
実施業務委託に係るプロポーザル応募要領**

1. 業務委託の名称

県内観光消費喚起周遊キャンペーン「やまぐちのナゾさんぽ3」実施業務

2. 業務の目的

県内の観光消費単価の向上を図るため、令和4年度、令和5年度に実施した「やまぐちのナゾさんぽ」を令和6年度においても実施し、①一定地域での滞在時間の延伸や②現地での消費喚起の促進等につながる参加型周遊イベント等を県内19市町及び津和野町で実施する。

3. 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4. 予算限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

10,000千円

5. 業務の内容等

別添「業務委託仕様書」のとおり。

6. 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

8. 審査の方法

書類審査とする

審査項目および審査基準は下記「11」のとおり

9. スケジュール

(1) 質疑

- | | |
|--------|---------------------------------------------------------|
| ア 提出期限 | 令和6年4月5日(金)午後0時(正午)【必着】 |
| イ 提出場所 | 下記「13」のとおり |
| ウ 提出書類 | 別記様式2 |
| エ 提出方法 | 持参またはFAXのいずれか
<u>※FAX送信の場合は、担当者に着信確認をすること。</u> |
| オ 回答 | 令和6年4月10日(水) <※予定>
質問への回答は、参加意向表明者全てにメールもしくはFAXにて行う。 |

(2) 参加意向確認書の提出

- | | |
|--------|---------------------------------------------------|
| ア 提出期限 | 令和6年4月12日(金)午後0時(正午)【必着】 |
| イ 提出場所 | 下記「13」のとおり |
| ウ 提出書類 | 別記様式1 |
| エ 提出方法 | 持参またはFAXのいずれか
<u>※FAX送信の場合は、担当者に着信確認をすること。</u> |

(3) 提案書の提出について

- | | |
|--------|----------------------------------------------------|
| ア 提出期限 | 令和6年4月23日(火)午後0時(正午)【必着】 |
| イ 提出場所 | 下記「13」のとおり |
| ウ 提出書類 | 下記「10」のとおり |
| エ 提出部数 | 8部(正本1部、副本7部) |
| オ 提出方法 | 郵送または持参
<u>※郵送の場合は、簡易書留など送信記録が確認できる方法によること。</u> |

(4) 審査の実施

令和6年4月24日(水)～26日(金) <※予定>

(5) 結果の通知

令和6年4月30日(火) <※郵送にて通知を発送する予定日>
※選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。

10. 企画提案書の作成方法

業務の目的等に留意の上、下記の企画提案書を作成し、提出すること。

区 分	内 容	様式・版
ア 表紙	会社名、担当者名、電話番号およびメールアドレス等連絡先を明記すること。	様式自由 ・ A4版
イ 企画提案書	1 総論 (1) 企画趣旨 (総論) (2) 業務実施体制 ※事務局設置、問い合わせ窓口設置含む (3) 業務実施スケジュール (4) 類似業務の取組実績	様式自由 ・ A4版
	2 本事業実施にかかる企画案 (1) コンセプト (2) 参加型周遊イベントの実施方法 ※アンケートの実施方法、賞品応募方法等含む (3) 賞品 ○賞品及び応募条件 ○賞品ごとの当選者数 (4) 飲食店等店舗情報の紹介 店舗の例や店舗数 (予定) 等 (5) デジタルクーポンの取得方法及び利用方法等 ※クーポン取得時のアンケート含む (6) 参加者のSNS等による企画拡散 (7) パンフレットのデザイン 【あわせて以下についても提出・提案すること】 ○紙質が分かるもの (8部) ○現時点で想定するページ数 (概算) (8) 広報 ○開催前 ○開催期間中 (9) その他本事業の目的に沿った企画 (※提案任意)	様式自由 ・ A4版
ウ 会社概要	・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。(パンフレット可)	様式自由
オ 参考見積書	・当業務に係る所要経費を全て見積もること。 (消費税及び地方消費税を含む。) ・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。	様式自由 ・ A4版

1 1. 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価基準
1 全体		
業務実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"> ○業務遂行能力があるか ○業務実施体制を確立しているか ○業務実施スケジュールは適切か ○県観光連盟からの指示に迅速に対応できるか
2 各論		
参加型周遊イベント	25	<ul style="list-style-type: none"> ○滞在時間の延伸につながる企画となっているか ○主要ターゲットのほか、家族向けなど幅広い年代が参加できる内容となっているか ○複数のコースを達成させる工夫を凝らしているか
賞品	10	<ul style="list-style-type: none"> ○「山口県」らしく、魅力ある賞品の提案がされているか ○賞品ごとの当選者数は適切か
消費喚起の促進	25	<ul style="list-style-type: none"> ○主要ターゲットの消費喚起促進に考慮するとともに、ニーズを捉えた店舗等を紹介する内容（予定）となっているか ○店舗等は十分な数を紹介すること（予定）としているか ○子供連れ家族に適したクーポンが設定されているか ○クーポンを容易に取得でき、利用しやすい仕組みとなっているか ○クーポン取得時のアンケートは、回答しやすい仕組みとなっているか
広報及びSNS等による企画の拡散	15	<p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本事業開始前及び実施期間中の効果的な広報が提案されているか ○主要ターゲットを意識した広報が提案されているか <p>【SNS企画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本拡散企画は参加しやすい仕組みであるか ○本拡散企画により、周遊イベントや本事業に参加している店舗の情報が広く周知されるような内容となっているか
デザイン能力	10	<ul style="list-style-type: none"> ○パンフレットは、主要ターゲットを意識したデザインとなっているか（提案書の段階ではイメージの提案で可）
3 参考見積書	5	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容に応じた事業規模の所要額が適切に見積もられているか
合計	100	

12. 留意事項

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提出期限後の提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- (4) 採用された提案については、協議の上、一部を変更する場合がある。
- (5) 企画提案は、1者につき1提案とする。
- (6) 提案者が1者の場合でも、審査は行う。

13. 連絡先・各書類の提出先

一般社団法人山口県観光連盟 担当 山本
(山口県観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室内)
〒753-8501 山口市滝町1番1号
TEL 083-933-3204
FAX 083-933-3179
E-mail yamamoto.yasuyuki.01@pref.yamaguchi.lg.jp